

大阪市大正区役所衛生委員会設置要綱

制定 平15.8.1
最近改正 令 6.4.1

(名称)

第1条 本委員会は、大阪市大正区役所衛生委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第18条の規定により、職員（派遣者を含む。）の労働安全衛生に関し、調査審議することを目的とする。

(職務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 職員の健康の保持増進及び、労働安全衛生に関し基本となるべき対策及び実施に関すること。
- (2) 職員の労働安全衛生教育、その他安全衛生に関する知識の普及に関すること。
- (3) 職員の労働災害の防止計画、原因調査、及びその対策に関すること。
- (4) その他前条の目的達成のために必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総務課長（第1号委員）
- (2) 産業医
- (3) 総務課担当係長（庶務）
- (4) 衛生管理者
- (5) 職員の過半数で組織する労働組合の推薦する者4名
- (6) その他委員会が必要と認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1号に掲げるものを委員長とする。

- 2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、第4条各号の在職期間とする。

(運営)

第7条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、定例会を毎月1回以上開催する。

- 3 委員長は、3分の1以上の委員から会議に付すべき事項を示して請求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(実施の目的)

第9条 この要綱の実施、その他委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成18年3月24日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月28日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成24年8月1日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。